
吉岡町公共施設等総合管理計画

(改訂版)

平成31年3月

吉岡町

目次

公共施設等総合管理計画について.....	1
第1章 吉岡町の概要.....	2
1 町の概況.....	2
2 公共施設等の状況.....	2
3 人口動向.....	11
4 財政の現況.....	12
5 更新費用の推計.....	14
6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	23
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	26
1 現状や課題に関する基本認識.....	26
2 計画期間.....	26
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	27
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	29
【公共施設】.....	29
1 集会施設.....	29
2 文化施設・図書館.....	29
3 スポーツ施設.....	30
4 レクリエーション施設・観光施設.....	30
5 産業系施設.....	31
6 学校.....	31
7 その他教育施設.....	32
8 幼児・児童施設.....	32
9 高齢福祉施設.....	32
10 保健施設.....	33
11 庁舎等.....	33
12 消防施設.....	33
13 公営住宅.....	34
14 公園.....	34
15 農業用水施設.....	35

16 その他施設	35
【インフラ】	36
1 橋りょう	36
2 道路	36
3 上水道	36
4 下水道	37
第4章 フォローアップの実施方針	38
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	38
2 再配置計画、個別施設計画の策定	38
3 フォローアップの進め方について	38

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、原則として、平成27年度のものとし、それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

③ %（パーセント）表記について

%（パーセント）表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を建設してきました。

その結果、本町が所有する公共施設は、町役場などの行政系施設、義務教育を提供するための小中学校、図書館、文化センターや体育館など多くの住民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、町営住宅など多岐にわたっています。これまでは、新しい公共施設をどのように整備していくかに重点が置かれ、施設の所管課がそれぞれの施設特性（機能）に合わせて個別に対応していたため、公共施設の全体像を統一的に整理したものはありませんでした。

しかし、それらの施設が今後、更新時期を迎えることから、今後は多額の更新等費用が必要になることが見込まれており、そのための財源確保が必要になります。また、現下の厳しい財政状況の中、高齢化の進行と年齢別人口構成割合の変動に対応していくには、今後は既存公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する住民ニーズに適切に対応する必要があります。

このような現況を踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、町が保有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「吉岡町公共施設白書」を作成し、公共施設等総合管理計画の基礎資料としました。

2) 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、年齢別人口構成割合の変動などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、それぞれの公共施設に応じた個別計画の策定・検討など、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

3) 計画期間

平成29年度(2017年度)から平成68年度(2056年度)までの40年間とします。

4) 対象とする公共施設等

本町は、町役場などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの町民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、町営住宅など多岐に渡る施設を保有しています。また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラを保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、町で所有する全ての公共施設およびインフラとし、車両や機械装置などは対象外とします。

第1章 吉岡町の概要

1 町の概況

昭和30年（1955年）に明治村と駒寄村が合併し吉岡村となり、平成3年（1991年）には町制が施行され吉岡町が誕生しました。その後、吉岡バイパスや上毛大橋などの広域道路網が整備される中で、文化センターや保健センターの開設、人口増に伴う小中学校や学童保育施設等の増改築が進んでいます。

2 公共施設等の状況

（1）公共施設の概況

平成27年度末時点で本町が保有する公共施設は55施設（総延床面積46,589㎡）です。

これらの施設を、総務省が用いる区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本町の公共施設の実情に即した区分（小分類）により、表1-1のとおりに分類しました。

表1-1 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)
普通会計	町民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター	2	1,093	56.6
			公民館	1	1,332	
		文化施設	文化会館	1	1,750	40.2
	社会教育系施設	図書館	図書館	1	816	40.0
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	3	3,681	82.1
			屋外運動場	5	383	
			プール	1	53	
			その他スポーツ施設	1	220	
	レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場等	1	72	44.8
			観光施設	2	2,886	
	産業系施設	産業系施設	産業促進施設	2	111	76.3
	学校教育系施設	学校	小学校	2	11,583	55.9
			中学校	1	8,447	
		その他教育施設	給食センター	1	821	90.3
	子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館	1	263	61.7
	学童クラブ	5	796			
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設等	1	1,521	65.3
			保健施設	保健センター	1	990
	行政系施設	庁舎等	庁舎	4	4,264	57.2
			消防施設	消防団詰所	5	540
	公営住宅	公営住宅	町営住宅	3	3,486	73.6
公園	公園	管理棟	1	142	62.9	
		便所	2	114		
		東屋	2	76		
供給処理施設	農業用水施設	農業用水施設(管理棟)	1	52	145.5	
その他	その他	普通財産	5	1,095	145.2	
合計				55	46,589	—

※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

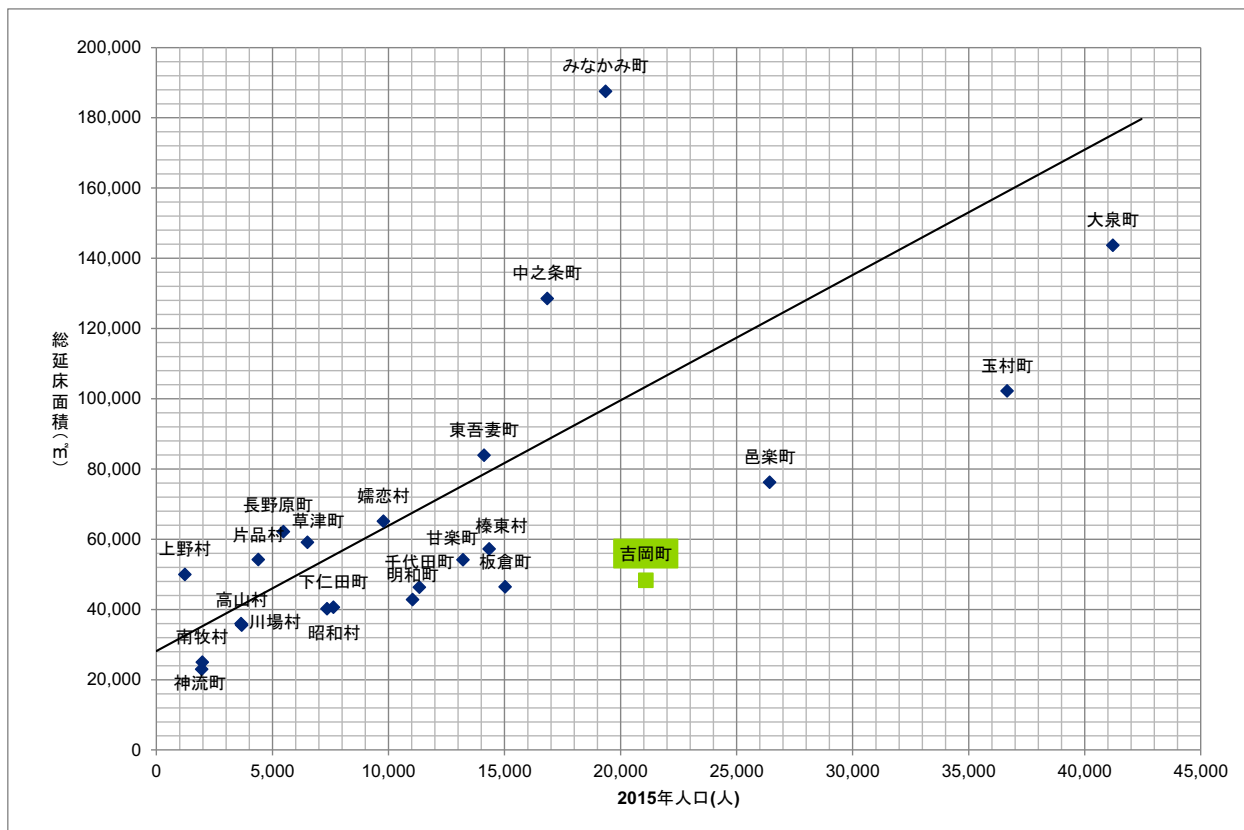
計算式：経過年数÷耐用年数＝1棟毎老朽化度

中分類ごとの老朽化度は、1棟毎の老朽化度を延床面積で加重平均したものです。

(注) (1) から (4) は普通会計で所有する公共施設を対象としており、公営企業（公営事業会計）で所有する公共施設については (5) で、インフラ資産については (6) で、その概要を示しています。

(2) 公共施設（行政財産¹）の県内自治体比較

図 1-1 人口と公共施設（行政財産）の延床面積に関する群馬県内の町村間比較



※市については、町村と大きく状況が異なるため、グラフの対象外としています。

※本グラフは、行政財産建物延床面積と人口の関係について、県内の自治体と比較するため、本計画における他のデータとは別の総務省による公表資料に基づく分析を行なっているものです。

縦軸は、平成 26 年度（2014 年度）公共施設状況調経年比較表（総務省）によるものです。

横軸は、平成 27 年（2015 年）国勢調査確報値（総務省統計局）によるものです。

縦軸と横軸とで年度が異なりますが、それぞれ本計画作成時点で公表されている最新の調査結果を利用しています。

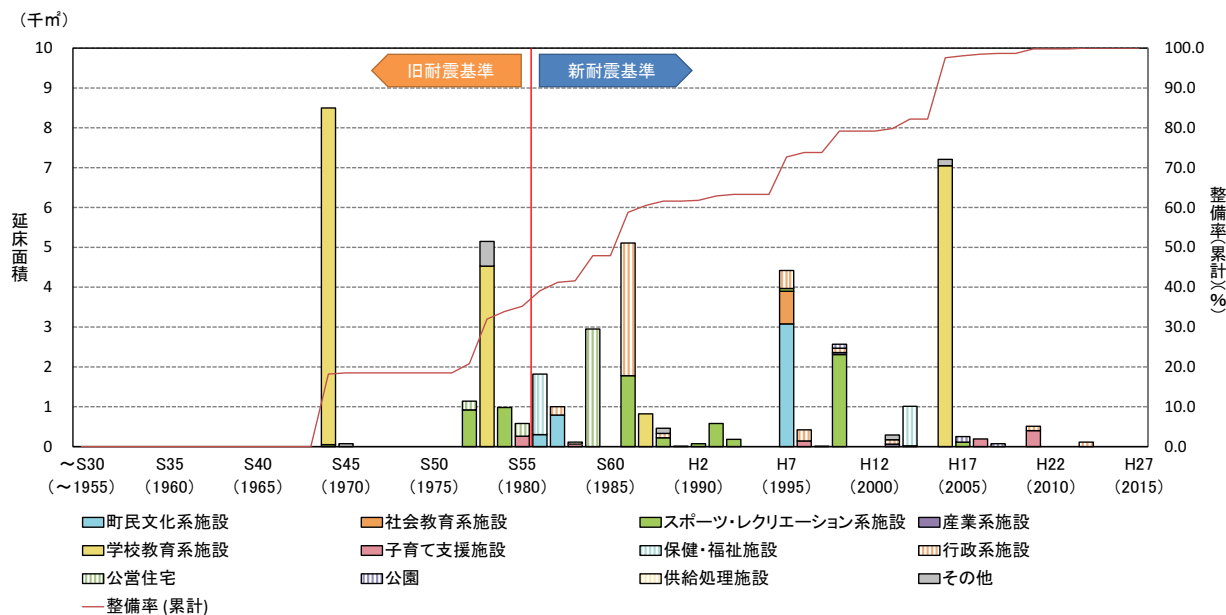
人口と公共施設（行政財産）の延床面積の関係を、群馬県内の町村間で比較すると、図 1-1 のとおりです。図 1-1 上にある直線は、各町村の人口と公共施設（行政財産）の延床面積に関する回帰直線です。この直線に対して点の位置が近ければ、人口と公共施設（行政財産）の延床面積の関係が群馬県内の町村の平均的水準に近いことを示しています。また、直線よりも上部に位置する場合、人口に対して公共施設（行政財産）の延床面積が大きく、直線よりも下部に位置する場合、人口に対して公共施設（行政財産）の延床面積が小さいことを示しています。

本町の人口は 21 千人、公共施設等の総延床面積は 48 千㎡であり、直線の下部に位置することから、人口に対する公共施設の延べ床面積は比較対象の平均的水準より小さいといえます。

¹ 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

(3) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

図 1-2 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和44年度から平成16年度にかけて何年かおきに集中的に施設整備がなされています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55年度以前に整備された施設は全体の35.2%にのぼり、大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設やスポーツ・レクリエーション系施設が多くを占めます。

(4) 公共施設のコスト状況

表 1-2 大分類別の行政コスト計算書(平成 27 年度)

(単位:百万円)

大分類	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フルコスト	収入	ネットコスト
町民文化系施設	45	53	98	13	112	7	105
社会教育系施設	10	26	37	1	38	0	38
スポーツ・ レクリエーション系施設	55	146	201	45	247	170	76
産業系施設	0	1	1	0	2	0	1
学校教育系施設	168	151	320	86	406	112	293
子育て支援施設	3	35	38	2	41	36	4
保健・福祉施設	17	47	65	14	80	0	79
行政系施設	23	16	39	23	63	0	63
公営住宅	4	4	8	12	21	11	9
公園	0	0	0	0	1	0	1
供給処理施設	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	6	6	2	8	0	8
合計	330	488	819	203	1,022	340	682

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

※コスト＝維持管理費＋事業運営費

※フルコスト＝維持管理費＋事業運営費＋減価償却費

※ネットコスト＝（維持管理費＋事業運営費＋減価償却費）－収入

表 1-2 は、大分類別の行政コスト（コスト・フルコスト・ネットコスト）を一覧化したものです。

フルコストが高くて、受益者負担として使用料等の収入がある場合には、ネットコストは低くなります。平成 27 年度の公共施設全体のネットコストは約 6.8 億円です。

大分類別で見ると、ネットコストが最も高いのが学校教育系施設の 2.9 億円で、次に町民文化系施設の 1.0 億円が続きます。また、スポーツ・レクリエーション系施設に着目すると、フルコストは 2.4 億円と高くなっていますが、使用料などの収入があるためネットコストは 0.7 億円と低くなっています。

(5) 公営企業²の施設

① 水道事業会計

表 1-3 水道施設の一覧

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
上水道会計	1	上ノ原浄水場	40	昭和53年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	2	第1浄水場	67	昭和47年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	3	第2浄水場	11	昭和42年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	4	第3浄水場	33	平成17年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	5	第4配水池	11	昭和62年度	鉄骨鉄筋コンクリート
小計			162		
合計			162		

水道事業会計では、浄水場を4施設、配水池を1施設有しています。

② 農業集落排水事業特別会計

表 1-4 農業集落排水事業特別会計の一覧

会計区分	No	施設名称	延床面積 (㎡)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
農業集落排水 事業特別会計	1	小倉地区農業集落排水処理施設	135	平成22年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	2	上野田地区農業集落排水処理施設	551	平成8年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	3	北下南下地区農業集落排水処理施設	699	平成14年度	鉄骨鉄筋コンクリート
	4	資源循環処理施設	793	平成19年度	鉄骨鉄筋コンクリート
小計			2,178		
合計			2,178		

農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水処理施設を3施設、資源循環処理施設を1施設有しています。

² 本町の公営企業には、水道事業、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計があります。

(6) インフラの状況

町が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）の各総量は以下のとおりです。

① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

種別	実延長(m)	面積(m ²)
1級町道	23,215	181,763
2級町道	12,237	86,709
その他の町道	271,725	1,206,242
自転車歩行者道	1,665	4,958
合計	308,842	1,479,672

道路は総延長 308,842m、総面積 1,479,672 m²を有しています。その内訳は、町道（1級町道、2級町道、その他の町道）が延長 307,177m、面積 1,474,714 m²で、自転車歩行者道が延長 1,665m、面積 4,958 m²です。

② 橋りょう

[長さ別橋りょう数]

橋りょう長さ	本数(本)
15m 未満	110
15m 以上	28
合計	138

[構造別橋りょう面積 (m²)]

種別	面積(m ²)
PC 橋	3,841
RC 橋	2,169
鋼橋	1,493
石橋	—
その他	17
合計	7,520

橋りょうは総延長 1,317m、総面積 7,520 m²を有しています。長さ別の本数では、15m未満の橋りょうが 110 本、15m以上の橋りょうが 28 本あります。構造別の面積では、PC 橋³が 3,841 m²、RC 橋が 2,169 m²、鋼橋が 1,493 m²、木橋が 17 m²あります。

³ PC 橋とは、建設の際に PC（プレストレストコンクリート）の製法を用いたコンクリートを使用した橋のことで、RC（鉄筋コンクリート）橋よりも、丈夫で長寿命と言われています。

③ 上水道

[管種別延長]

種別	延長(m)
導水管	6,655
送水管	6,927
配水管	187,556
合計	201,138

[管径別延長]

管径別	導水管延長(m)	送水管延長(m)
300mm 未満	6,435	3,743
300～500mm 未満	220	3,184
500～1000mm 未満	—	—
1000～1500mm 未満	—	—
1500～2000mm 未満	—	—
2000mm 以上	—	—
合計	6,655	6,927

管径別	配水管延長(m)
50mm 以下	34,322
75mm 以下	53,339
100mm 以下	42,450
125mm 以下	3,604
150mm 以下	35,363
200mm 以下	11,173
250mm 以下	2,314
300mm 以下	4,282
350mm 以下	200
400mm 以下	509
合計	187,556

上水道の水道管は総延長 201,138m を有しています。管種別に見ると、導水管が 6,655m、送水管が 6,927m、配水管が 187,556m あります。

管径別で見ると、500mm 未満の管のみで構成されています。

④ 下水道

(公共下水道)

[管種別延長]

種別	延長(m)
コンクリート管	45,684
陶管	—
塩ビ管	34,799
更生管	—
その他	635
合計	81,118

[管径別延長]

管径別	延長(m)
250mm 未満	49,262
250～500mm 未満	31,819
500～1000mm 未満	37
1000～2000mm 未満	—
2000～3000mm 未満	—
3000mm 以上	—
合計	81,118

公共下水道の下水道管は総延長 81,118m を有しています。管種別に見ると、コンクリート管が 45,684m、塩ビ管が 34,799m、その他が 635m あります。管径別では、250mm 未満が 49,262m、250～500mm 未満が 31,819m、500～1000mm 未満が 37m あります。

(農業集落排水)

[管種別延長]

種別	延長(m)
コンクリート管	3,214
陶管	—
塩ビ管	33,501
更生管	—
その他	83
合計	36,798

[管径別延長]

管径別	延長(m)
250mm 未満	36,798
250～500mm 未満	—
500～1000mm 未満	—
1000～2000mm 未満	—
2000～3000mm 未満	—
3000mm 以上	—
合計	36,798

農業集落排水の下水道管は総延長 36,798m を有しています。管種別に見ると、コンクリート管が 3,214m、塩ビ管が 33,501m、その他が 83m あります。管径別では、250mm 未満のみで 36,798m あります。

3 人口動向

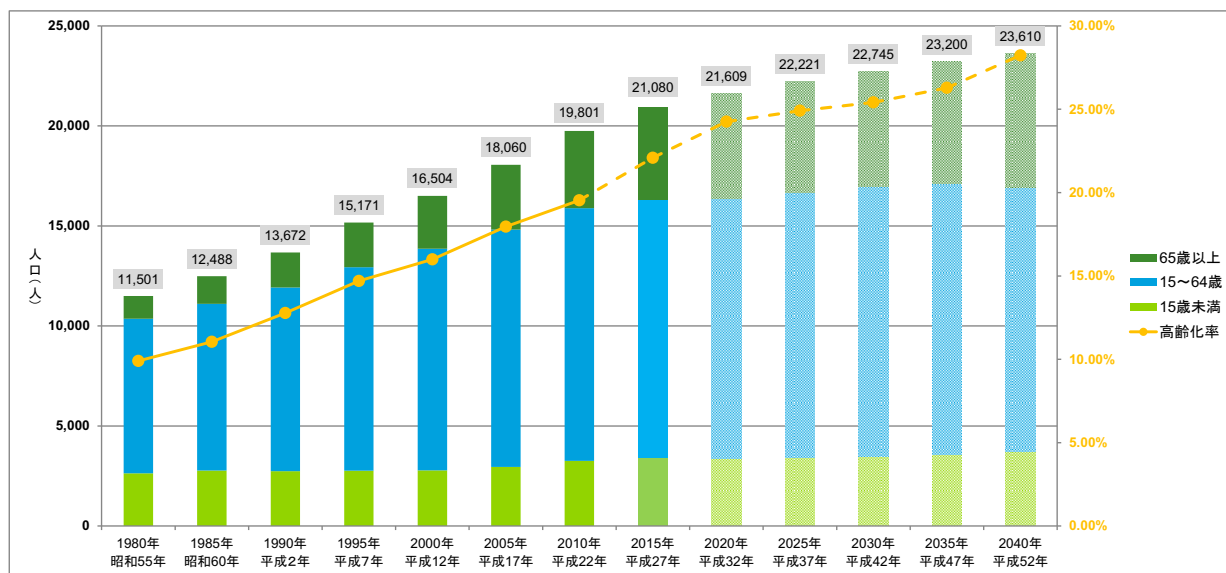
(1) 吉岡町全体の人口の推移と推計

本町の人口は、吉岡村が誕生した昭和30年（1955年）当時は約10,000人でしたが、昭和40年（1965年）頃から増加が続き、平成3年（1991年）の町制施行時には約14,000人となりました。その後も本町は、前橋市、高崎市、渋川市などのベッドタウンとして発展し続け、近年では、上毛大橋、吉岡バイパス及び国道17号前橋渋川バイパスの開通や駒寄スマートインターチェンジの供用開始などの交通基盤の整備に伴い、大型商業施設の相次ぐ出店や住宅地の開発などが行われ、平成27年には21,080人となっております。

将来人口について、本町が平成28年2月に公表した「吉岡町 まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「創生総合戦略」）では、平成52年の人口が23,610人と平成27年に比べて2,500人余り増加することを目標値としています。全国的には人口が減少しますが、本町においては当面は人口が増加することを見込んでいます。

ただし、年齢区別の人口構成割合をみると、年少人口（15歳未満）割合は、昭和55年に人口の22.9%を占めていたものが、平成27年には16.4%に低下しています。一方で、老年人口（65歳以上）割合は、昭和55年に人口の9.9%にすぎなかったものが、平成27年には22.1%に上昇しています。創生総合戦略では、平成52年には年少人口割合はさらに低下し15.8%に、老年人口割合はさらに上昇し28.2%になると推計しています。人口の増加とともに、高齢者割合が高くなっていくものと見込まれます。

図1-3 本町全体の人口推移

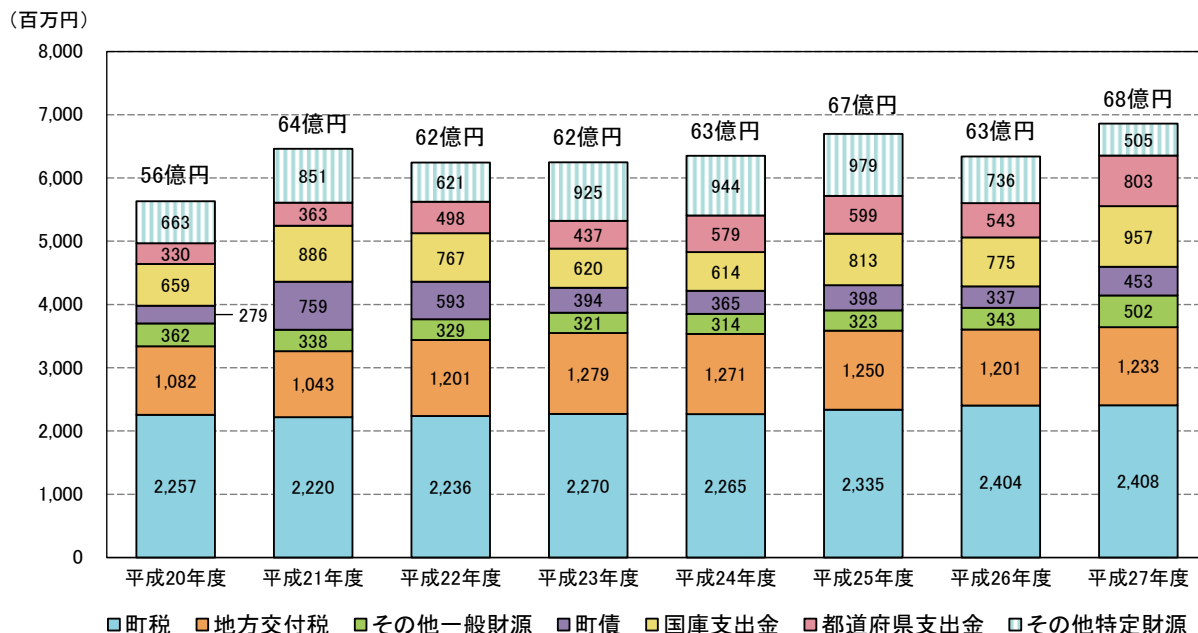


出典：平成27年度までの人口は国勢調査確報値

4 財政の現況

(1) 歳入

図 1-4 普通会計歳入の推移



本町の平成 27 年度の普通会計の歳入は 68 億円です。その内訳は、町税が 24 億円と最も多くおよそ 4 割を占め、次いで地方交付税が 12 億円、国庫支出金が 9 億円です。

歳入の推移をみると、平成 20 年度は 56 億円でしたが、その後は 60 億円台で推移しています。

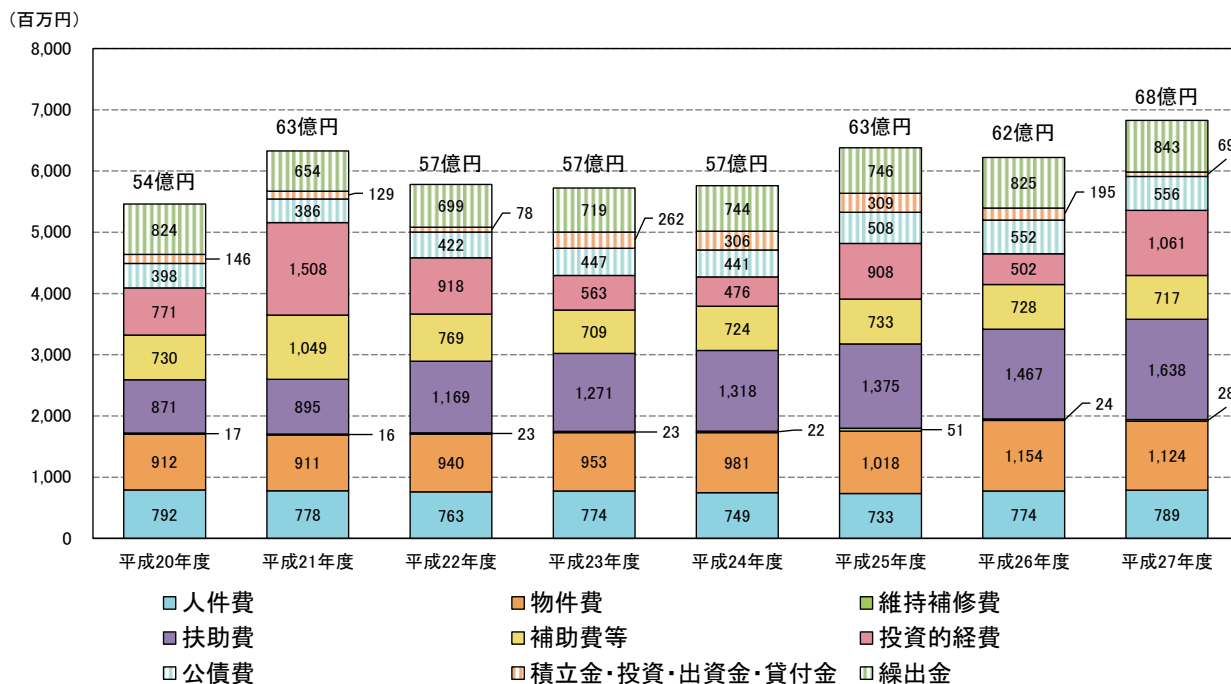
平成 21 年度は、定額給付金事業補助金など国庫支出金が増加したほか、平成 21 年度までに実施していたまちづくり交付金事業にかかる町債や財政調整基金繰入金が増加しました。

平成 22 年度は、平成 21 年度の単年度的な要因がなくなったものの、リーマンショックを背景とした地方公共団体の財源不足に対応するため地方交付税が増加し、また、児童手当制度から子ども手当制度への移行に伴い国庫負担金が増加したことなどにより歳入規模は前年度から大幅減とはなりませんでした。

平成 23 年度以降も地方交付税が高水準な状態で続いているほか、人口増による扶助費の増に伴う国庫支出金の増加などにより、歳入額は 60 億円台で推移しています。

(2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



本町の平成27年度の普通会計の歳出は68億円です。その内訳は、扶助費が16億円で最も多くおよそ2割を占めており、次いで物件費が11億円、投資的経費⁴が10億円です。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は横ばいで推移しているものの、扶助費⁵は人口増加に伴い年々増加傾向にあります。

投資的経費は、平成21年度にまちづくり交付金事業の南下古墳公園設置工事や明治小プール建設工事があり、また、リポートピア吉岡改修工事や「道の駅」建設工事を実施したため15億円と多額になりました。

公債費は増加傾向にあり、平成25年度以降は、平成21年度に実施したまちづくり交付金事業に係る元利償還が全て開始となったことにより、多額になっています。

⁴ 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものであり、公共施設等の新規建設や更新に要する支出です。

⁵ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

5 更新費用の推計

(1) 更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本町が保有する普通会計建物、インフラ資産について、今後40年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)⁶が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③ あくまで推計値であり、実際にかかる経費とは異なります。

(2) 更新費用推計の前提条件(普通会計建物)

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 2015年度(平成27年度)時点で、既に更新の時期を迎えている施設については、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に更新すると仮定します。
- ④ 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

会計区分	分類区分	建替え単価	大規模改修単価
普通会計	町民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	その他	36万円/㎡	20万円/㎡

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

⁶ 一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄骨コンクリート	無筋コンクリート	コンクリートブロック	れんが造	プレストレストコンクリート	プレキャストコンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
詰所・寄り場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
作業所・工作室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
寮舎・宿舍	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より

(3) 更新費用推計の前提条件（インフラ資産）

[道路]

- ① 平成 17 年度国土交通白書によると、道路の耐用年数は、道路改良部分が 60 年、舗装部分が 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とします。
- ② 道路は、路線ごとに一度に整備するのではなく、区間ごとに整備するため、路線更新状況を年度別に把握するのは困難です。そのため、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。したがって、道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

【道路の分類別更新単価表】

分類区分	更新年数	更新単価	
		高級アスファルト舗装、 セメント舗装	簡易アスファルト舗装、 未舗装
1 級町道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡
2 級町道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡
その他の町道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	4,700 円/㎡	2,700 円/㎡

[橋りょう]

- ① 整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 2015 年度（平成 27 年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えている橋りょうについては、推計開始年度から 5 年間で更新すると仮定します。
- ③ 更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

構造区分	更新年数	更新単価
PC 橋	60 年	425 千円/㎡
RC 橋	60 年	425 千円/㎡
鋼橋	60 年	500 千円/㎡
石橋	60 年	425 千円/㎡
木橋その他	60 年	425 千円/㎡

[上水道]

- ① 更新年数は法定耐用年数の40年と仮定します。
- ② 管径別の延長を更新年数で割った長さを1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新延長に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【上水道の管径別更新単価表】

管径区分	更新年数	更新単価
導水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
送水管・300 mm未満	40年	100 千円/m
〃 ・300～500 mm未満	40年	114 千円/m
〃 ・500～1000 mm未満	40年	161 千円/m
〃 ・1000～1500 mm未満	40年	345 千円/m
〃 ・1500～2000 mm未満	40年	742 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40年	923 千円/m
配水管・50 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・75 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・100 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・125 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・150 mm以下	40年	97 千円/m
〃 ・200 mm以下	40年	100 千円/m
〃 ・250 mm以下	40年	103 千円/m
〃 ・300 mm以下	40年	106 千円/m
〃 ・350 mm以下	40年	111 千円/m
〃 ・400 mm以下	40年	116 千円/m
〃 ・450 mm以下	40年	121 千円/m
〃 ・500 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・550 mm以下	40年	128 千円/m
〃 ・600 mm以下	40年	142 千円/m
〃 ・700 mm以下	40年	158 千円/m
〃 ・800 mm以下	40年	178 千円/m
〃 ・900 mm以下	40年	199 千円/m
〃 ・1000 mm以下	40年	224 千円/m
〃 ・1100 mm以下	40年	250 千円/m

管径区分	更新年数	更新単価
〃 ・1200 mm以下	40 年	279 千円/m
〃 ・1350 mm以下	40 年	628 千円/m
〃 ・1500 mm以下	40 年	678 千円/m
〃 ・1650 mm以下	40 年	738 千円/m
〃 ・1800 mm以下	40 年	810 千円/m
〃 ・2000 mm以上	40 年	923 千円/m

[下水道]

- ① 整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。なお、2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過している下水道管はありません。

【下水道の管径別更新単価表】

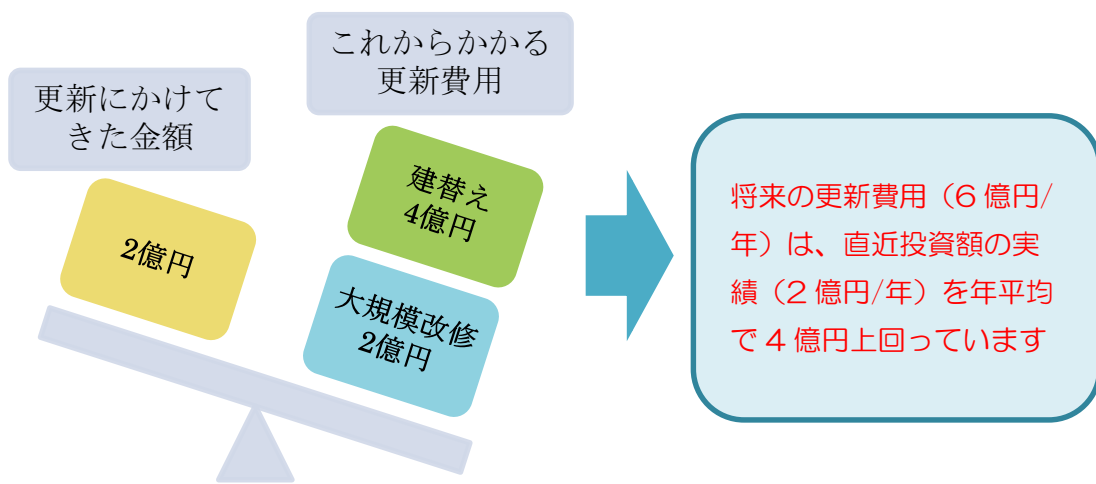
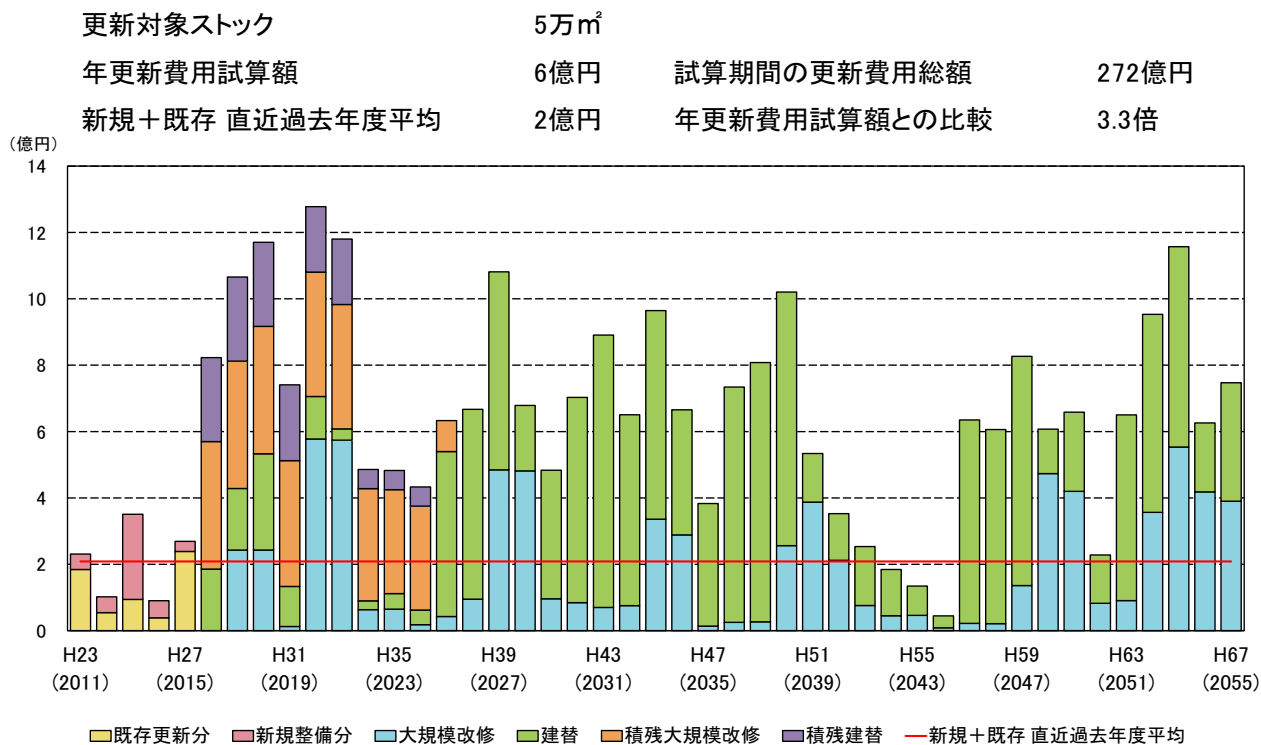
管径区分	更新年数	更新単価
管径～250mm	50 年	61 千円/m
管径 251～500mm	50 年	116 千円/m
管径 501mm～1000mm	50 年	295 千円/m
管径 1001～2000mm	50 年	749 千円/m
管径 2001mm～3000mm	50 年	1,680 千円/m
管径 3001mm 以上	50 年	2,347 千円/m

(4) 図表内用語の説明

過去年度実績に関する用語	
既存更新分	投資的経費のうち、既存の公共施設等の改修等更新にかけた実際の経費
新規整備分	投資的経費のうち、新規の公共施設等の建設等整備にかけた実際の経費
新規+既存 直近過去年度平均	過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の年平均実績額
推計以降に関する用語	
大規模改修	建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと
積み残し(積残)	試算開始時点で、既に建物の大規模改修または建替えの時期を過ぎているが、更新されずに残されている建物に係る大規模改修または建替え 【積み残し建替え】建替えの実施年度が試算開始以前である場合 【積み残し大規模改修】大規模改修の実施年度が試算開始以前である場合(ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修に係る費用計上は行わない。)
年更新費用試算額	試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用の年平均額

(5) 公共施設の将来の更新費用

図 1-6 公共施設の更新費用試算(普通会計建物)

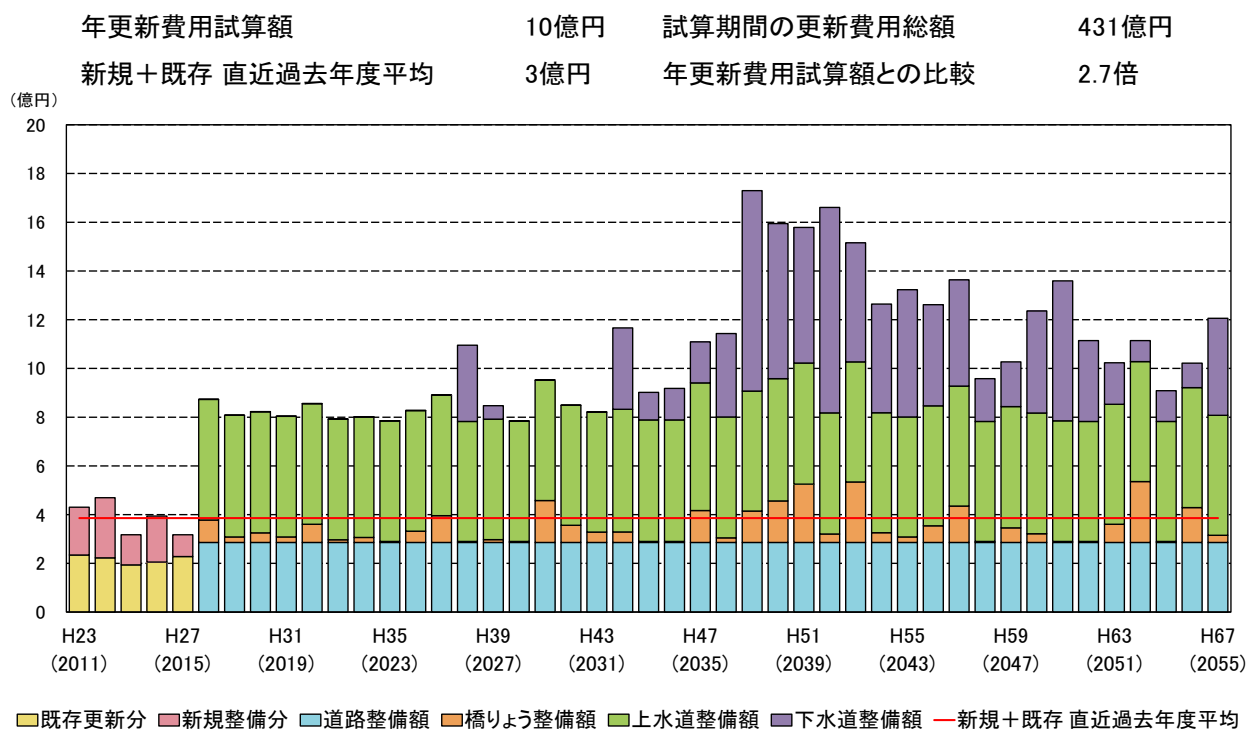


現在本町が保有する普通会計の施設を、法定耐用年数経過後に同じ規模(延床面積)で更新すると仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は272億円で、平均で年間6億円となります。

過去5年間(平成23年度~平成27年度)の公共施設にかけてきた投資的経費は、年平均2億円ですので、直近の投資的経費の3.3倍の費用がかかる試算となります。

(6) インフラの将来の更新等費用

図 1-7 インフラ資産の更新費用試算



道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、老朽化が進めば更新していかなければなりません。

要更新年度に現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して試算した今後 40 年間の更新等費用の総額は 431 億円で、平均で年間 10 億円となります。

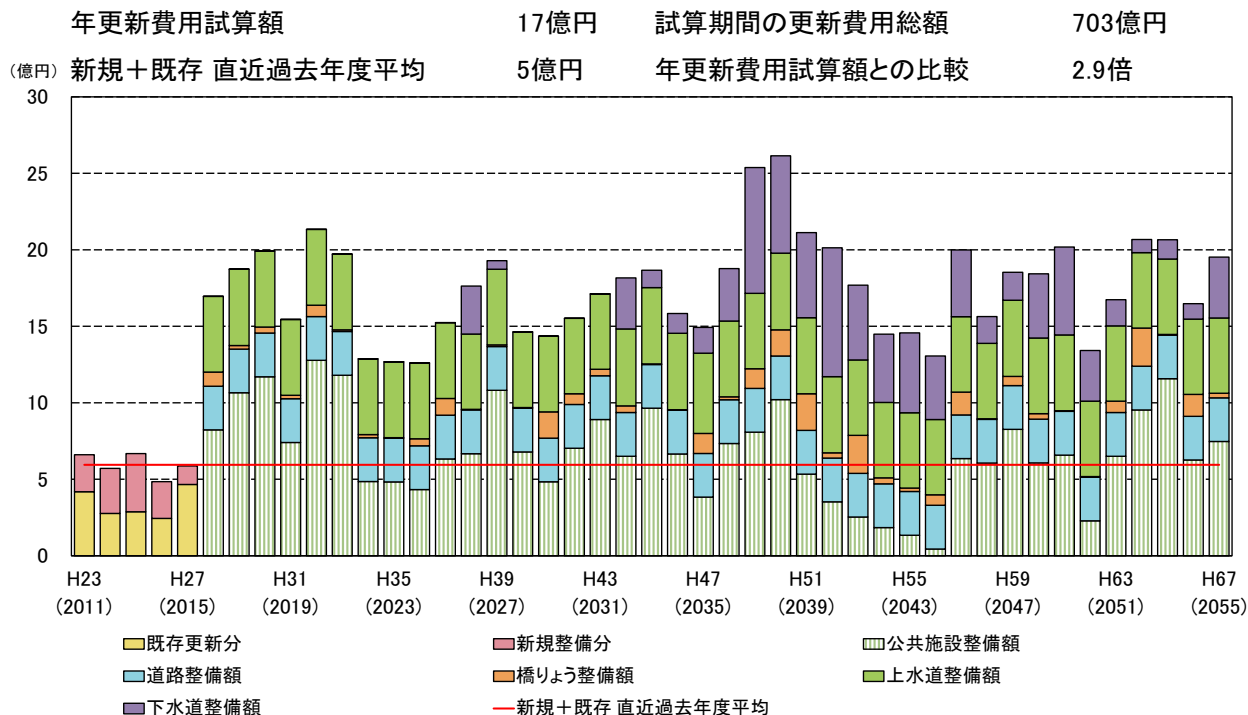
過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）における投資的経費は、新規整備分を含めても年平均約 3 億円ですので、現状の約 2.7 倍の費用がかかる試算となり、公共施設以上に財政的負担が大きいことが分かります。なお、過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）における既存施設の更新のための投資的経費の年平均約 2 億円と比較すると、約 4.8 倍の費用がかかる試算となります。

更新費用を年度別でも、すべての年度で新規整備分を含めた過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の投資的経費の年平均額を超過し、すべてのインフラを維持・更新するには、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。

なお、道路は、整備面積を更新年数で割った面積に更新単価を乗じることで年間の更新費用を試算し、上水道は、管径別の延長を更新年数で割った延長に更新単価を乗じることで年間の更新費用を試算しています。このため、道路と上水道は、每期定額の更新費用が生じます。一方で、橋りょうと下水道は、前ページの公共施設と同様に整備した年度から法定耐用年数が経過したときに更新すると仮定しています。下水道は、整備年度が 1992 年以降と比較的新しいため、更新費用の発生は 2026 年以降となります。インフラ資産の更新費用推計に関する前提条件の詳細は、16 ページから 18 ページをご参照ください。

(7) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-8 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



現在本町が保有する公共施設とインフラの更新等費用を加えた公共施設等の今後 40 年間の更新等費用の総額は 703 億円で、平均で年間 17 億円となります。

過去 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 5 億円ですので、現状の 2.9 倍の費用がかかる試算となります。

更新等費用を年度別でも、すべての年度で既存更新分を含めたこれまでの支出平均額を超過し、すべての公共施設等を維持・更新するには、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。

さらに、本町では、高齢者割合の上昇に伴って町税収入が減少する一方で、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。そのような中、これまでの投資の 2.9 倍もの支出を続けることは、財政上困難といえます。

6 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章の「4 財政の現況」において過去の財政状況を分析するとともに、第1章の「5 更新費用の推計」において公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

なお、公営企業については、基本的な考え方として料金収入（使用料収入）で更新費用を賄うものであり、かつ、普通会計からの繰出金としてシミュレーションに反映されることから、推計の対象に含めていません。

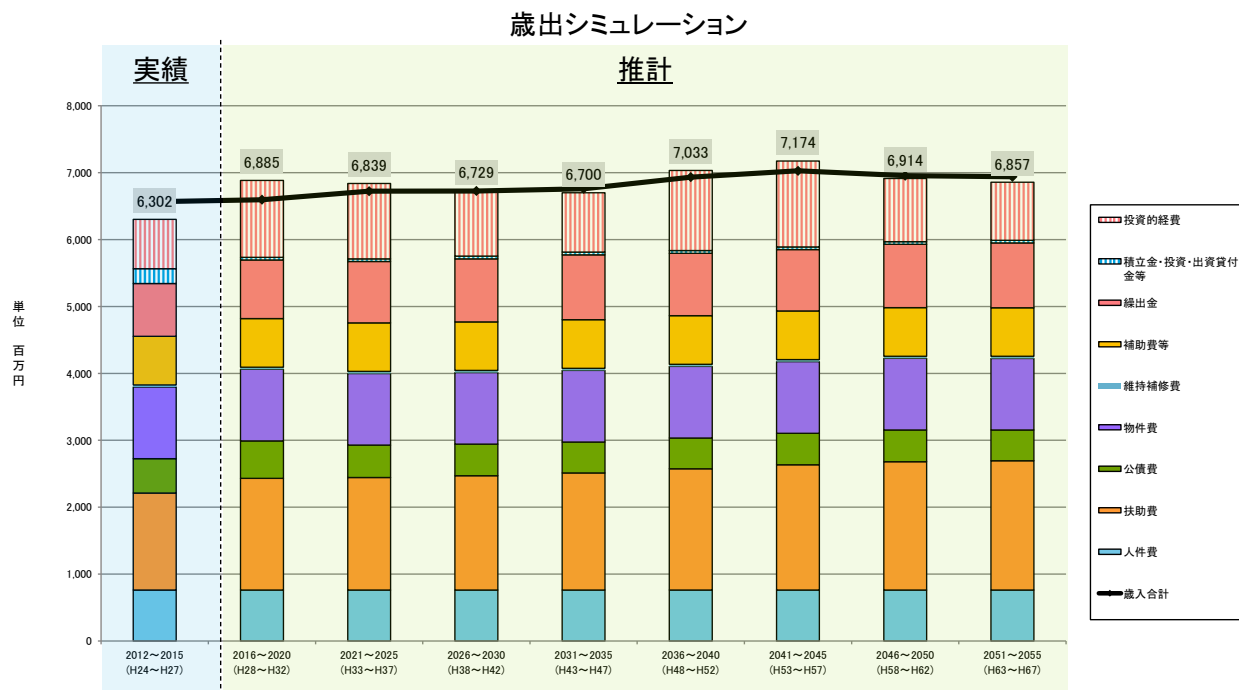
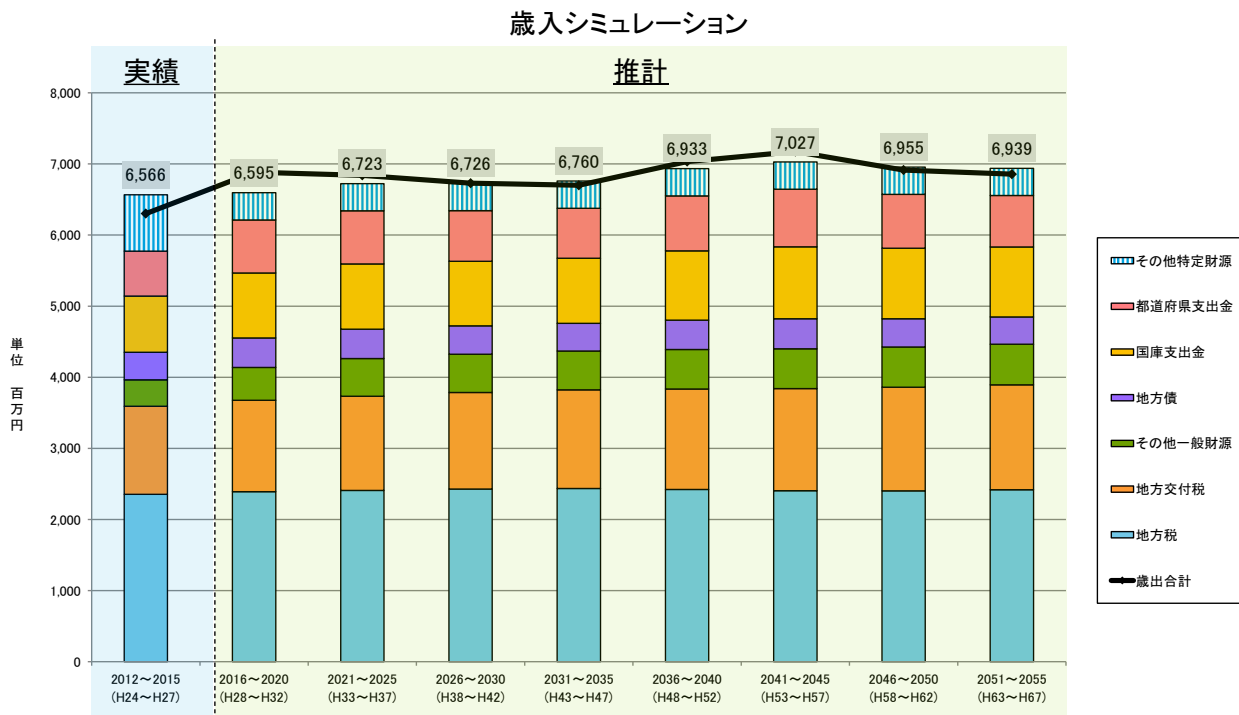
【歳入の主な前提条件】

- 平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- 個人町民税は生産年齢人口の変動に伴い変動させる
- 地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- 地方交付税は人口の変動に伴い変動させる
- 国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

【歳出の主な前提条件】

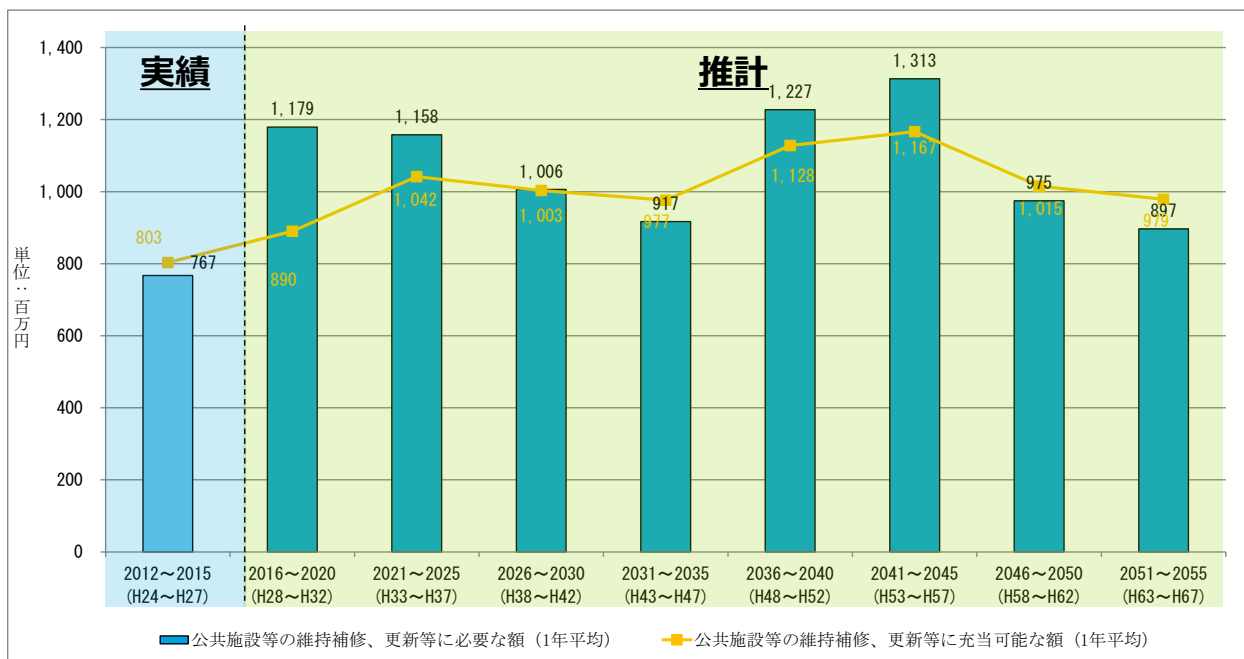
- 平成24年度から平成27年度の決算額を基礎とする
- 扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- 公債費は歳入のシミュレーションで増加した町債についても反映させる
- 公共施設等投資の前提は、新規分については、平成23年度から平成27年度の投資実績の平均額を每期継続し、平成27年度末で保有する公共施設等については、すべての公共施設等を維持・更新すると仮定してシミュレーションを行う

その結果、歳入、歳出ともに増加の傾向が予想されていますが、収支差額はマイナス（歳出を歳入で賄えなくなる）となることが推計されます。



※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。
 ※グラフは、5年毎の平均値を表示しています。

これらの歳入歳出の状況から投資に使用可能な金額を算出し、これを公共施設投資の必要額と比較したものが下図になります。これによると、今後40年間で、約23.5億円の更新財源不足が見込まれます。



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 高齢化の進行によるニーズの変化への対応

本町の人口は、昭和55年に11,501人から、平成27年には21,080人と大きく増加しました。しかし、年齢区分別の人口構成割合は、年少人口（15歳未満）が、22.9%（昭和55年）から16.4%（平成27年）と低下し、老年人口（65歳以上）が、9.9%（昭和55年）から22.1%（平成27年）と大きく上昇しました。このように、本町は、人口が増加傾向にあるものの、急激な高齢化が進行しています。

したがって、今後、高齢者を対象とした高齢福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。このような状況変化を踏まえ、施設規模の見直し、既存公共施設の多目的での活用も視野に入れ、公共施設に係る町民ニーズに対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化への対応

昭和55年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設が多くを占めます。こうした築年数が相当程度経過した施設は、老朽化している懸念があるため、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新費用の捻出

現在本町（普通会計）が保有する公共施設にかかる今後40年間の更新費用の総額は272億円で、1年あたりの平均費用は6億円と試算されます。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）に公共施設の新規整備及び更新にかけてきた金額は年平均2億円です。よって、現在本町が保有する公共施設を今後も全て維持すると仮定した場合、今後40年間でこれまでの3.3倍程度の公共施設の更新に係る支出が必要となる計算になります。

(4) 公共施設等にかけられる財源の限界

本町の町税収入は、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、今後は高齢者割合の上昇に伴って町税収入が減少する一方で、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

現状においても経常一般財源からは投資的経費に回せる余裕が乏しく、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

2 計画期間

計画期間は、将来の人口や財政の見通しなどをもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の計画とする必要があるため、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で見

通すことが求められている人口の今後の見通しの期間（30年程度）を参考に、以下のとおりに設定しました

なお、計画については、本町を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、見直し等を図ります。

【計画期間】

2017年度(平成29年度)から2056年度(平成68年度)の40年間

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の管理において、点検・診断等は維持管理の必要性の有無やその方向性などの意思決定を行ううえで重要な基礎資料となります。そのため、どの施設においても定期的に点検・診断を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果を踏まえ、修繕が必要な箇所が判明した際は、優先度を付けて迅速に修繕できる体制を構築します。また、点検で不具合が見つからない箇所も、過去の経緯から機能の劣化が想定される箇所は、予防保全の観点から機能回復を図ることで、トータルコストの縮減や平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

調査・点検等により、施設利用者に対して危険性があると認められた公共施設等については、ソフト・ハードの両面から安全確保にむけた取組みを行います。

今後、維持することが難しいとされる施設については、利用者の安全確保の観点から、供用の廃止などの対応を適切に行います。

(4) 耐震化の実施方針

耐震診断の結果、耐震性を確保できていない災害拠点やインフラに係る施設は、速やかに耐震補強を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

適切な点検やその結果に基づく適切な維持管理や予防保全を行うことで、少しでも長く施設を使い続けられるように対応を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

本町は人口増加が見込まれており、年少人口比率が高く、近年では学校や子育て支援施設の不足に対応するため新たな施設の建設が進んでいますが、本町においても少子高齢化は進んでおり、今後の人口推計でも高齢化率は上がる見込みとなっています。

そのため、人口の増加により施設が不足する現状では、施設の統廃合や複合化の余地は少ないものの、長期的には少子高齢化の進展に伴う子育て施設の余剰、高齢者福祉施設の不足も見込まれます。

こうした人口構成の変化による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財源確保の見込みを踏まえ、人口減少に伴う施設の複合化、統廃合の視点だけでなく、子育て施設を高齢化施設へ転用するなど、既存施設の有効活用により施設量の増大を抑制する視点からも施設量の最適化を進めます。

(7) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等に関する取り組みを確実に進めます。

建築物の計画設計、維持補修に関する設計管理などについて、全庁での情報を共有・集約することによって、最適な意思決定を行える体制とします。

職員一人ひとりが、自治体経営における全体最適化の意識を持ち、公共施設マネジメントに取り組む体制をとります。

町と町民、NPO、企業など、様々な主体が連携して、公共施設を有効に活用し、地域の持続的な発展を目指します。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【公共施設】

1 集会施設

(1)現状と課題

本町は、吉岡町コミュニティセンターと吉岡町隣保館という2つのコミュニティセンターと、吉岡町文化センター（公民館）を保有しています。これらの集会施設は、住民活動の拠点となる施設です。そのため、利用者の安全性を確保しつつ、利用者数を踏まえた施設規模の維持、集会機能の精査を検討する必要があります。施設の延床面積の合計は2,424㎡であり、年間29,858千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数の合計は63,507人です。

吉岡町コミュニティセンターは、施設自体の耐用年数到来年度まで期間があるものの、施設内設備の経年劣化が進んでいます。施設内設備の劣化対策としては、日常的な点検に加え、必要に応じた修繕作業を行う必要があります。

吉岡町隣保館は、老朽化度が90%を超えており、老朽化対策が必要です。

吉岡町文化センター（研修室・視聴覚室）については、「2. 文化施設・図書館」をご覧ください。

(2)管理に関する基本方針

吉岡町隣保館は、安全対策を検討します。また、耐震改修促進法に基づく耐震改修の対象となる施設には該当していないものの、施設の利用状況等を勘案し、耐震診断の実施や改修等を検討します。

吉岡町コミュニティセンターは、定期診断を行い、診断結果に基づき、計画的な維持管理を行います。また、維持管理には予防保全の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を図ります。

吉岡町文化センター（研修室・視聴覚室）については、「2. 文化施設・図書館」をご覧ください。

2 文化施設・図書館

(1)現状と課題

吉岡町文化センターは、研修室・視聴覚室（施設分類は集会施設）、多目的ホール（施設分類は文化施設）、図書館（施設分類は図書館）等を有する複合施設です。本町の唯一の文化的集合施設であり、文化発信の中心的役割を担う施設です。施設の延床面積は2,566㎡です。年間113,377千円のネットコストがかかっており、コスト削減が課題です。年間の利用者数の合計は110,766人です。平成7年度に建築され、経年劣化に伴う照明設備等の交換対応が必要になりつつあります。

(2)管理に関する基本方針

定期的な保守点検を実施します。また、平成22年度に策定した大規模改修調査設計に基づき安

全第一を念頭に置き、計画的に改修を行います。そのほか、施設の管理体制の強化や効率的な運営を目指し、管理業務のアウトソーシングを検討します。

3 スポーツ施設

(1)現状と課題

本町は、体育館を3施設、屋外運動場を5施設、プールとその他のスポーツ施設をそれぞれ1施設ずつ保有しています。施設の延床面積の合計は4,337㎡であり、年間35,411千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数の合計は230,704人です。老朽化度は82.1%と高い水準です。

このうち、吉岡町社会体育館は、平成27年度に大規模改修を行いましたが、付属施設に修繕必要箇所があります。駒寄地区児童屋内体育施設及び明治地区児童屋内体育施設については、老朽化度が100%を超えています。

また、吉岡町緑地運動公園（ケイマンゴルフ場等）は、施設が倉庫や便所であり、必要に応じて小規模修繕を行っています。なお、当該施設は、指定管理者制度を導入しています。

(2)管理に関する基本方針

定期的な点検を実施し、修繕・更新が必要な箇所がある場合には適切な対応を行います。現行で補修計画は明文化されていないものの、劣化度による危険箇所を抽出し、計画的な補修を行います。

駒寄地区児童屋内体育施設については、早期に建替えに着手する予定であり、明治地区児童屋内体育施設については、建替えや改修等を含め検討を進めます。

また、指定管理者制度を導入しているのは、吉岡町緑地運動公園（ケイマンゴルフ場等）ですが、他施設においても運営方法の効率化を検討します。

なお、吉岡町民プールは、経年劣化が著しいことや維持費用や運営費用の財政負担が重いため、平成29年度以降に取り壊します。

4 レクリエーション施設・観光施設

(1)現状と課題

本町は、キャンプ場等を1施設、観光施設を2施設保有しています。施設の延床面積の合計は2,958㎡であり、年間40,930千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数の合計は396,706人です。

全体の老朽化度は44.8%と比較的低い水準ですが、キャンプ場等である船尾自然公園（バーベキュー広場）は、老朽化度が100%を超えており、老朽化対策が課題です。

観光施設は道の駅よしおか温泉、リバートピア吉岡があります。リバートピア吉岡は、平成10年度に建設され、経年劣化がみられる箇所も徐々に発生しています。施設の規模が大きく、同施設のネットコストは27,375千円と高額です。老朽化に伴い施設・設備の修繕費が増加していくことが想定されます。

観光施設の2施設については、指定管理者制度を導入し、管理の効率化を進めています。

(2)管理に関する基本方針

船尾自然公園（バーベキュー広場）は、老朽化が進んでいることから、施設の調査点検を行い、実態を把握した上で必要箇所に関して修繕を行います。

観光施設は、定期点検を実施し、点検結果に基づき計画的な維持管理を行います。また、増加が想定されている修繕費に対応するため、危険箇所や設備の状況を把握し、長寿命化計画の策定についても検討を進めます。

5 産業系施設

(1)現状と課題

本町は、吉岡町農産加工室と吉岡町農産加工販売施設という2つの産業系施設を保有しています。施設の延床面積の合計は111㎡であり、年間1,739千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数の合計は1,229人です。老朽化度は共に70%を超えており、施設及び施設設備の老朽化対策が課題です。

(2)管理に関する基本方針

定期点検により施設の状況を把握した上で、必要箇所を特定し修繕改修を実施します。

また、吉岡町農産加工施設は、施設利用者に対して、施設設備の適切な利用方法の周知を行います。

6 学校

(1)現状と課題

本町は、小学校として吉岡町立明治小学校と吉岡町立駒寄小学校の2施設、中学校として吉岡町立吉岡中学校の1施設を保有しています。施設の延床面積の合計は20,030㎡であり、年間219,461千円のネットコストがかかっています。

小学校の児童数は合計で1,350人、中学校の生徒数は695人ですが、町の年少人口増加に伴い学校施設の利用者の増加が予想されることから、施設規模の拡大を検討する必要があります。

明治小学校、吉岡中学校の空調設備については、設置から期間が経過し、故障等も見られるようになってきており、修繕が必要となっています。

(2)管理に関する基本方針

点検・診断などを重点的に行うとともに、その結果に迅速に対応するなど適切な維持管理を行うほか、予防保全の考え方を導入し、長寿命化を図ります。

また、本町の年少人口は増加しているものの、年少人口比率は低下しているため、年少人口の推移を適格に把握し、施設規模の最適化に努めます。

7 その他教育施設

(1)現状と課題

本町は、その他の教育施設として、吉岡町学校給食センターを保有しています。施設の延床面積は821㎡です。年間73,987千円のネットコストがかかっており、コスト削減が課題です。また、老朽化度が90%と高い水準であるため、平成23年度頃から調理設備や床・屋根等の修繕を計画的に実施し、長寿命化を図っています。

(2)管理に関する基本方針

施設は劣化状況にあることから、随時修繕を行います。なお、老朽化が進んでいるものの、町政の運営に不可欠な施設であることから、予防保全の考え方を取り入れ長寿命化を図ります。

8 幼児・児童施設

(1)現状と課題

本町は、児童館を1施設、学童クラブを5施設保有しています。施設の延床面積の合計は1,060㎡であり、年間4,289千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数の合計は70,727人です。全体の老朽化度は61.7%ですが、吉岡町児童館、および明治第2学童クラブ施設は、老朽化度が100%を超えており、老朽化対策が課題であり、吉岡町児童館は平成27年度に、明治第2学童クラブ施設は平成26年度に耐震改修工事を実施しました。

なお、全ての学童クラブについて、指定管理者による運営を行い、定期的な防災設備保守点検を実施しています。

(2)管理に関する基本方針

利用者の安全状況の確保を第一に考え、定期的に点検を実施し、点検結果に基づき計画的な維持管理を実施します。幼児・児童施設は、指定管理者と適切な連携体制を構築します。

9 高齢福祉施設

(1)現状と課題

本町は、高齢福祉施設として、老人福祉センターを保有しています。施設の延床面積は1,521㎡であり、年間27,239千円のネットコストがかかっています。年間の利用者数は20,748人です。老朽化度は65.3%であり、施設及び施設設備の老朽化が課題として挙げられます。本町の将来人口における老年人口の比率は増加傾向にあることから、今後利用者数は増加することが見込まれます。

施設管理は指定管理者制度を導入しています。

(2)管理に関する基本方針

利用者の安全確保を第一に考え、業務に連動して施設点検記録を作成し、施設状況を適時把握しながら、適切な維持・管理を行います。

また、施設の安全な利用のために、利用者に対して適正な利用方法の周知を行うとともに、管理

効率向上のため、指定管理者との適切な連携体制を構築します。

10 保健施設

(1)現状と課題

本町は、保健施設として、保健センターを保有しています。施設の延床面積は990㎡であり、年間の利用者数は15,925人です。年間のネットコストは52,439千円と高額であり、町の人口増加により今後も利用者が増加し続けていく中で、求められるサービス水準を確保しつつ、効率的な運営を図ることが課題となります。老朽化度は26%と低い水準です。

なお、現在は、利用者増のため乳幼児健診などの1回あたりの来所者数を調整し、回数を増やして対応しています。

(2)管理に関する基本方針

保健センターは、地域における母子保健・老人保健の拠点であることから、とりわけ安全性が求められる施設です。乳幼児や高齢者にも配慮し、衛生面や安全対策に留意しながら、適切な維持管理を進めます。

11 庁舎等

(1)現状と課題

本町は、庁舎等として、吉岡町役場、吉岡町コミュニティセンター（上下水道課・書庫）、吉岡町文化センター（教育委員会事務局）、文化財事務所を保有しています。施設の延床面積の合計は4,264㎡です。年間49,456千円のネットコストがかかっており、中でも吉岡町役場のネットコストは41,278千円と高額です。全体の老朽化度は57.2%です。経年劣化に伴い、それぞれの施設において、今後修繕費用が増大する可能性があります。

(2)管理に関する基本方針

施設の内部で劣化が進んでいる箇所への対応は、定期点検などによって施設利用状況の把握を行い、修繕必要箇所を特定した上で計画的な修繕等の対応を行います。

庁舎は常時・緊急時の町民の行動の拠点となりうる施設です。電気、空調、防火設備、エレベータ、自動ドア等の施設設備の点検を定期的実施し、適切な利用、維持管理、修繕を行います。また、他施設との間で重複している機能の見直しを行うなど、可能なコスト削減策を実施します。

12 消防施設

(1)現状と課題

本町は、消防団詰所を5施設保有しています。施設の延床面積の合計は540㎡であり、老朽化度は35.7%と低い水準です。年間13,828千円のネットコストがかかっています。消防施設は住民の安全に不可欠な施設であるため、消防能力を維持しながら、コスト削減を図る必要があります。

(2)管理に関する基本方針

緊急時に迅速に対応するための施設としての役割を確保しつつ、可能なコスト削減策を実施していきます。また、既存の施設の適切な維持管理を行います。

1 3 公営住宅

(1)現状と課題

本町は、公営住宅として、本宿団地、北下団地、下野田団地の3施設を保有しています。施設の延床面積の合計は3,486㎡であり、年間8,205千円のネットコストがかかっています。入居戸数の合計は49戸です。全体の老朽化度は73.6%と比較的高い水準です。

本宿団地は、平成21年度に策定した公営住宅長寿命化計画に基づき、平成25年度に屋上防水・外壁改修工事を実施しましたが、建設以来、修繕が行われていない部屋もあり、入退去に伴う修繕費用の増大が課題となっています。

また、北下団地及び下野田団地については平成17年度に耐震診断を実施したところ、耐震改修が必要でありながら、構造上耐震化が難しいと診断されました。そのため、北下団地は募集停止中であり、下野田団地は平成27年11月に閉鎖し、平成29年度以降に取り壊します。

(2)管理に関する基本方針

北下団地及び下野田団地については構造上耐震化が難しいため取り壊す方針となっています。下野田団地については平成29年度以降、北下団地についても現入居者の退去が済み次第取り壊します。取り壊し後の敷地については、他施設への転用や売却等も含め利活用方法を検討します。

本宿団地は、定期点検等の結果に基づく修繕を実施します。また、優先的に修繕が必要である箇所を洗い出し、該当する入居者には一時的な住替え等を提案するといった、計画的かつ効率的な修繕の実施を検討します。

1 4 公園

(1)現状と課題

本町は、公園施設として、管理棟を1施設、便所を2施設、東屋を2施設保有しています。施設の延床面積の合計は332㎡であり、年間1,453千円のネットコストがかかっています。全体の老朽化度は62.9%ですが、船尾自然公園にある便所の2施設、および漆原地区農村公園（天神東公園）にある東屋は老朽化度が100%を超えており、利用者の安全を確保するために、早急に今後のあり方の検討が必要です。

(2)管理に関する基本方針

船尾自然公園（広場）、船尾自然公園（結婚の森）、漆原地区農村公園（天神東公園）は、老朽化度が100%を超えているため、施設利用の安全性の確保を第一としつつ、利用状況と照らし合わせながら必要な箇所の修繕・改修作業を検討します。なお、船尾自然公園（結婚の森）については閉鎖しています。

その他の施設は、日常的な清掃と併せた点検作業を継続的に行い、修繕箇所を早期に発見できる仕組みを検討します。

15 農業用水施設

(1)現状と課題

本町は、農業用水施設として、上野原貯水池（管理棟）を保有しています。施設の延床面積は52㎡であり、年間486千円のネットコストがかかっています。昭和58年度に建設された施設で、老朽化度は100%を超えています。また、耐震診断は行ってはいません。

(2)管理に関する基本方針

日常的な管理の方法としては、定期訪問時に簡易的な点検を実施し、施設の状態を確認していきます。維持管理費の縮減に努めながら、適切な維持管理を図ります。また、施設の利用頻度が低いため、他施設への転用等も視野に、耐震診断の必要性を検討します。

16 その他施設

(1)現状と課題

本町は、その他施設として、第三保育園、吉岡町シルバー人材センター、小井堤町コミュニティーセンター、上野原南部コミュニティーセンター、駒寄旧住宅の5施設を保有しています。

第三保育園と吉岡町シルバー人材センターは、町が建設した施設を無償貸付しているものです。

小井堤町コミュニティーセンターと上野原南部コミュニティーセンターは、平成20年4月に行行政区制度から自治会制度に移行した際に、町が所有していた各行政区の集会施設のうち耐用年数が経過したものを各自治会に無償譲渡しましたが、この2施設は耐用年数が到来していないため、町が所有し自治会に無償貸付をしています。

駒寄旧住宅は、平成27年度に駒寄小学校歩道橋脇の住宅を取得したものであり、平成28年度以降に地域福祉交流拠点施設として改修します。第三保育園は、社会福祉法人吉岡会において新築予定のため、平成31年度に解体工事を予定しています。

施設の延床面積の合計は1,095㎡であり、年間8,739千円のネットコストがかかっています。第三保育園と駒寄旧住宅は、施設の老朽化度が100%を超えています。

(2)管理に関する基本方針

小井堤町コミュニティーセンター、上野原南部コミュニティーセンターは、施設の耐用年数まで期間があることから長寿命化に向けた施設の適切な利用・維持管理を徹底します。また、耐用年数が経過した後、自治会に無償譲渡します。

吉岡町シルバー人材センターについては、公有財産無償貸付契約に基づき、シルバー人材センターが主体となって適切な維持管理に努めています。

駒寄旧住宅は、地域福祉交流拠点施設として改修します。第三保育園は社会福祉法人吉岡会にて新築後に解体します。

【インフラ】

1 橋りょう

(1)現状と課題

本町が管理する橋りょうは138本あり、総延長は1.3km、面積は7,520㎡です。

インフラの管理の方針に関しては、重要橋りょうについては、予防保全型の維持管理を行うことで維持管理費用の大幅な縮減を図り、その他の橋りょうについては事後保全型の管理・修繕を行うことを基本方針として掲げた橋梁長寿命化修繕計画にて策定済みです。

(2)管理に関する基本方針

基本的な点検として、5年のサイクルで全橋りょうの定期点検を実施しており、当該点検を継続して実施します。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

2 道路

(1)現状と課題

本町が管理する道路は、総延長308km、面積が1,479,672㎡です。路線によって老朽化の状況が異なるため、老朽化の状況や交通量等を考慮し、計画的に補修を実施する必要があります。

そのため、平成23年度に実施した道路ストック調査の結果等に基づき、個別施設計画の策定も含め、計画的な維持管理の検討を行うことが必要となっています。

(2)管理に関する基本方針

日常的な自治会からの報告や道路パトロールにより、緊急度の高い道路危険箇所の速やかな補修を実施し、安全確保に努めます。

また、個別施設計画の策定による計画的な長寿命化について検討を進めるとともに、交通需要に応じた未舗装道路の改良など、インフラストックの最適化に努めます。

3 上水道

(1)現状と課題

本町の上水道の管渠延長は、201kmです。また、浄水場を4施設、配水池を1施設保有しています。課題としては、水道管の老朽化対策が挙げられます。一方で、水需要が減少傾向にあることが、施設管理の方針を検討する際の懸念材料となっています。そのため、中長期的な老朽施設の更新需要の見通しと財政収支の見通しを把握することが必要です。

(2)管理に関する基本方針

浄水場施設等は管理委託により日常点検を実施しており、継続した点検維持管理を行います。

現在策定中のアセットマネジメントの結果を、平成30年度策定予定の「経営戦略」、「新水道ビジョン」の策定内容に連動させ、これら方針に基づき必要な投資を行います。

水道の石綿管の更新に関しては現在も継続で実施しており、平成32年までにほぼ完了する予定です。

4 下水道

(1) 現状と課題

本町の下水道の管渠延長は、118 kmです。また、農業集落排水施設を3施設、資源循環処理施設を1施設保有しており、そのうち上野田地区農業集落排水施設の老朽化対策が課題となっています。個別施設の計画としては、平成28年度に機能診断を実施し、平成29年度に最適整備構想を策定する予定です。

(2) 管理に関する基本方針

個別施設には、点検マニュアルを作成、また、施設長寿命化などの管理に関する計画を策定します。各施設の耐震化工事は既の実施していることから、まずは機能診断を実施し、施設ごとの現状を把握した後、施設ごとの維持管理の方針を決定します。維持管理コストの縮減を図るため、町が単独で管理している農業集落排水施設については、公共下水道につなぎ込むことで、施設そのものを廃止・除却する方針です。そのために、長期的な公共下水道区域の見直しを行っています。

なお、平成32年度を目処に地方公営企業法の適用を予定しています。

第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて一元的に管理できる体制の構築を図ります。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にシステム入力を行い、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

本計画の着実な推進にあたっては、全庁的な取組体制をとり、公共施設の効率的な配置に関する検討審議等を継続的に行います。

2 再配置計画、個別施設計画の策定

今回の公共施設等総合管理計画を受け、より具体的な取組内容について、今後、再配置計画の検討を進めてまいります。なお、再配置計画の策定が必要となった場合には、地域や市民のニーズを最大限汲み取りながら進めます。

また、平成32年度までに策定が求められている個別施設計画については、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に従って進めてまいります。

3 フォローアップの進め方について

- ①本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、毎年評価を実施します。
- ②本計画は、本町を取り巻く社会情勢や国の施策等の推進状況等を踏まえて見直し等を図るとともに、上記の進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合にも、改定します。
- ③基本計画として位置づけられる本計画に沿って個別施設の再編整備計画を検討し、具体的な取組を進めます。
- ④公共施設白書は、公共施設マネジメントシステムを活用し、本計画の改定時に更新を行います。

吉岡町公共施設等総合管理計画（改訂版）

平成31年3月改定

吉岡町役場 財務課 財政室

URL:

<http://www.town.yoshioka.gunma.jp/index.html>

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

TEL : 0279-54-3111 (内線 132)

FAX : 0279-54-8681